

令和6年1月伊勢原市教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時
令和6年1月23日（火）午前9時30分から午前10時38分まで
- 2 開催場所
伊勢原市役所 3階 第2委員会室
- 3 教育長及び委員
教育長 山口 賢人
委員（教育長職務代理者） 渡辺 正美
委員 福田 雅宏
委員 濱田 光子
委員 桑原 公美子
- 4 説明のために出席した職員等
教育部長 大山 剛
学校教育担当部長 櫻井 綾子
歴史文化推進担当部長
（兼）歴史文化担当課長 立花 実
参事（兼）教育総務課長 熊澤 信一
教育総務課施設担当課長 坂野 聖夫
参事（兼）学校教育課長 守屋 康弘
教育センター所長 田中 美和
社会教育課長 杉山 麻里
図書館・子ども科学館長 林 かをり
教育指導課係長 笹木 三都子
- 5 会議書記
教育総務課係長 窪田 暁大
- 6 傍聴人
0人
- 7 議事日程
日程第1 前回議事録の承認
日程第2 教育長報告
（1）市議会12月定例会について 【資料1：（報告者）教育部長】
（2）令和5年度伊勢原市立公民館まつりについて 【資料2：社会教育課】
日程第3 議案第1号 令和6年度伊勢原市立小中学校で使用する体育（実

技)の教材について

日程第4 議案第2号 伊勢原市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第5 議案第3号 伊勢原市立子ども科学館条例施行規則の一部を改正する規則について

【非公開：議案第4号・第5号】

日程第6 議案第4号 令和5年度伊勢原市教育委員会表彰被表彰者の決定について

日程第7 議案第5号 校長及び教頭の任免、その他の進退の内申について
その他

----- ○ -----
午前9時30分 開会

○教育長【山口賢人】 おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから令和6年1月教育委員会定例会を開催いたします。

議事に入ります前に、委員の皆様にお諮りしたいと思います。本日審議いたします日程第6から日程第7につきましては審議内容に人事案件を含みます。よって、日程第6から日程第7につきましては、伊勢原市教育委員会会議規則第14条第1項の規定に基づき、非公開にしたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。

○教育長及び委員全員 挙手。

○教育長【山口賢人】 挙手全員。よって、日程第6から日程第7につきましては非公開とさせていただきます。

それでは、教育総務課長より資料の確認をお願いいたします。

○参事（兼）教育総務課長【熊澤信一】 （資料確認）

○教育長【山口賢人】 皆さん、よろしいでしょうか。

○教育長及び委員全員 （了承）

----- ○ -----
日程第1 前回議事録の承認

○教育長【山口賢人】 それでは、日程第1「前回議事録の承認」について、お願いします。

○教育長及び委員全員 承認

----- ○ -----
日程第2 教育長報告

○教育長【山口賢人】 続きまして、日程第2「教育長報告」となります。本日は2件ございます。

まず1点目、市議会12月定例会について、よろしく申し上げます。

○教育部長【大山剛】 それでは、資料1を御覧いただきたいと思います。市議会の12月定例会の教育委員会関連の一般質問の答弁の概要でございます。12月議会については6人の議員さんから一般質問いただきまして、詳細についてはまた後ほど資料を御覧いただきたいと思います。要点だけお話をさせていただきます。

まず1ページ目です。米谷議員から、学校給食施設についてということで御質問いただきまして、ここでは主に施設の老朽化に対しての状況、それから今後の

取組等についてということで御質問いただいております。

2 ページ目をお開きいただきたいと思います。その中で今後の小中学校における給食提供の在り方ということで、現状を踏まえた上での今後どういうふうにしていくのかということで御質問いただいております。

それから、再質問として給食調理室の暑さ対策、それから、2つ目の黒丸ですけれども、給食施設の在り方ということで、今後、他市で導入しているセンター方式等の導入についての考えはあるかというような御質問をいただいております。

それから2番目の議員です。3 ページ目です。前田議員ですが、こちらについては伊勢原の文化・文化財についての認識と施策についてということで、大きな質問としては歴史博物館、資料館であるとか、日本遺産をPRする施策の実現性はどうかというような御質問。それから、4 ページになりますけれども、伊勢原の文化の本質とその活用、創造への努力ということでちょっと大きな観点からの御質問をいただいております。

それから、再質問として5 ページになりますけれども、「文化」（主に文化財）に関する関連計画と取組の変遷についてということで再質問いただいております。

それから、3番目ですけれども、岸議員から、学校に行かない子どもたちの現状と市の対応ということで、ここでは主に不登校の状況についての御質問でございまして、新しくスタートしました「やまどり」の取組状況、それから6 ページ目をお開きいただきまして、(2)番として学校に行かない子どもたちの学びをどういうふうに保障していくのかというような御質問をいただいております。

それから、7 ページをお開きいただきますと、再質問として、そもそも不登校の定義というのはどんなものなのかというような御質問、それから大きな2つ目として、中学校給食の現状と課題ということで、中学校給食の喫食率の状況であるとか、8 ページ目を御覧いただきますと、今後、より良い中学校給食にするためにどうしていくのかというような内容の御質問をいただいております。

それから、9 ページ目をお開きいただきたいと思います。下の方になりますけれども、4番目、越水議員から、本市の文化財の状況についてということで、お開きいただきまして、10 ページ目を御覧いただきたいと思いますが、出土資料や寄贈を受けた古文書、農具など様々な資料の保管状況の実態についてということで御質問いただいております。

11 ページをお開きいただきまして、その中で再質問として、丸の2つ目ですけれども、市の収蔵施設の課題についてという、こういった内容の御質問をいただいているところでございます。

それから、12 ページをお開きいただきたいと思います。最後に文化財の保護に関する体制的な課題についてどういうふうに認識しているのかという御質問をいただいております。

それから、13 ページをお開きいただきたいと思います。5番目の議員で、川添議員ですけれども、子育て施策の充実についてということで、教育委員会関連でいきますと、給食費の無償化についての市の考え方をどのようにしているのかということで、関連して再質問等もいただいております。

それから、最後になります。14ページをお開きいただきたいと思います。6番目、勝又議員ですけれども、市職員と教職員の働き方改善ということで、ここでは主に非正規の教員の任用方法についての市の認識ということで御質問いただいております。詳細につきましては資料を御確認いただきたいと思います。

以上です。

○教育長【山口賢人】 ありがとうございます。

では、1件目、市議会12月定例会についての報告でしたが、このことについて何か御意見や御質問がありましたらお願いいたします。

内容もボリュームもありますし、またじっくりと資料を読み込んでいただいて、何かあればその場所でも構いませんので。取りあえず、今、よろしいですか。

では、2件目に移らせていただいて、また、その後、併せて何かありましたら御意見とかお伺いしますので、よろしくをお願いいたします。

では、2件目に行きます。令和5年度伊勢原市立公民館まつりについて、よろしくお伺いします。

○社会教育課長【杉山麻里】 社会教育課から御報告いたします。資料2を御覧ください。

2月に市内各公民館で開催する公民館まつりについて御報告いたします。10日の土曜日と11日日曜日に、高部屋、比々多、成瀬、伊勢原南公民館、16日金曜日から18日日曜日まで中央公民館、17日土曜日と18日日曜日に大山、大田公民館でそれぞれ開催いたします。こちらは公民館で活動しているサークルの日頃の活動成果の発表の場として、地域文化の振興を図ることを主な目的として実施いたしております。作品展示と活動の発表、イベントなど各館の実行委員会の皆様それぞれ工夫して実施いたします。また、新型コロナまん延防止の観点から実施を控えておりました模擬店につきましても今年度は通常実施をいたします。

各団体の活動等を含め、地域の公民館活動の様子をぜひ御覧いただきたく、委員の皆様方にも御来場いただければと存じます。

私からの御報告は以上となります。

○教育長【山口賢人】 ありがとうございます。

では、今年度の公民館まつりについて今報告がございました。このことについてはいかがでしょうか。

○委員【福田雅宏】 1個だけいいですか。

○教育長【山口賢人】 福田委員、お願いします。

○委員【福田雅宏】 模擬店を再開するということは飲食も可能になるということですよ。

○社会教育課長【杉山麻里】 そうですね。飲食の模擬店につきまして、今年度は各公民館、いろいろ工夫を凝らして実施していただきます。

○委員【福田雅宏】 了解でございます。ありがとうございます。

○教育長【山口賢人】 ほかにはいかがでしょうか。渡辺委員、お願いします。

○委員【渡辺正美】 このことに関して、今の飲食に関して、もちろん新型コ

ロナは大分収まってきているという認識でこうされているんだと思うんですけども、昨今の情勢の中で、できれば医師会のほうに再度確認して、インフルエンザと新型コロナの蔓延状況とか、その辺のところは、私なんか聞いた話ですと、また増えているという話を皆さんも聞いておられると思うんですけど、1回、確認をしてみる必要があるのかなというふうに感じる次第でございます。

○社会教育課長【杉山麻里】 伊勢原市内の状況がどのようなことになっているのか、こちらのほうも情報として確認をさせていただきます。

○教育長【山口賢人】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。では、先ほどの1件目と併せて何かありましたら、お願いいたします。よろしいですか。

では、ないようですので、次に進みたいと思います。

----- ○ -----

日程第3 議案第1号 令和6年度伊勢原市立小中学校で使用する 体育（実技）の教材について

○教育長【山口賢人】 続きまして、日程第3、議案1号となります。「令和6年度伊勢原市立小中学校で使用する体育（実技）の教材について」、提案説明をお願いします。

○学校教育担当部長【櫻井綾子】 それでは、私のほうからは令和6年度伊勢原市立小中学校で使用する体育の教材について、提案説明をさせていただきます。

伊勢原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第10条に基づき、令和6年度伊勢原市立小学校及び中学校において使用する体育（実技）の教材について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第10号の規定により提案するものでございます。

令和6年度に市内小中学校で使用する教科用図書については既に令和5年7月の教育委員会定例会において採択されましたが、伊勢原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則では、教科書の発行されていない教科の主たる教材として使用する教科用図書（いわゆる「準教科書」）についても教育委員会の承認が必要でございますので、教育委員会会議の付議事項となっております。そのため、準教科書に当たる「体育（実技）」の教材について、令和6年度に市内小中学校において使用するものの承認を求めるものでございます。

伊勢原市では、市内の小学校及び中学校でそれぞれ研究会を組織して教材を検討しています。その結果、議案書2ページに記載のある教材について、小中学校長から使用申請がございました。

小学校では、教材名「みんなの体育」、発行所、株式会社G a k k e n。主な申請理由として、手本となる運動の様子がイラストで示されており、児童にとって分かりやすいことなどが挙げられています。

中学校では、教材名「中学体育実技」、発行所、株式会社G a k k e n。主な申請理由といたしまして、ルールの説明や解説などが分かりやすく、見やすいことなどが挙げられております。

私からは以上でございます。

○教育長【山口賢人】 説明ありがとうございました。

ただいまの提案説明について御意見、御質問などございましたら、お願いいたします。福田委員、お願いします。

○委員【福田雅宏】 まず、これ、G a k k e nさん以外もこういう準教材はあるんですか。

○学校教育担当部長【櫻井綾子】 発行所ですか。

○委員【福田雅宏】 発行所。

○学校教育担当部長【櫻井綾子】 発行所はあります。

○委員【福田雅宏】 あるんですか。この中で校長会がそれぞれ推薦されたという認識で。

○学校教育担当部長【櫻井綾子】 はい。

○委員【福田雅宏】 了解です。

○教育長【山口賢人】 ほかにはいかがでしょうか。

では、ほかにないようですので、採決に入らせていただきます。

日程第3、議案第1号「令和6年度伊勢原市立小中学校で使用する体育（実技）の教材について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○教育長及び委員全員 挙手。

○教育長【山口賢人】 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

----- ○ -----

日程第4 議案第2号 伊勢原市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

○教育長【山口賢人】 続きまして、日程第4、議案第2号「伊勢原市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について」、提案説明をお願いします。

○教育部長【大山剛】 それでは、3ページを御覧ください。議案第2号「伊勢原市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について」、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により提案するものです。

具体的な内容は4ページ以降になります。

伊勢原市立図書館の館外貸出しできる資料の貸出点数の見直しによりまして、規則を一部改正する必要があるため、提案するものです。

伊勢原市立図書館の館外貸出しできる資料については、伊勢原市立図書館条例施行規則第8条第1項及び第14条第1項の規定により、図書・雑誌類は10冊

まで、視聴覚資料は3点までと定められています。

これに対して、現在、同施行規則第8条第2項及び第14条第2項の規定により、特例的に図書・雑誌の貸出冊数を20冊、視聴覚資料を6点まで貸出しできるようにしています。

この特例措置は、新型コロナウイルス感染症対策として、コロナ禍での市民の読書意欲の保持・向上を目的として、令和2年6月の臨時休館明けの図書館再開時から今日まで継続してまいりました。昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、コロナ禍における特例措置の役割は終わりましたが、この間、絵本など児童書の貸出冊数が増えたこと、また利用者から継続を希望する声が寄せられたことなどから、今後も読書啓発を継続していくため、図書・雑誌類及び視聴覚資料の貸出冊数等を見直したいことから提案するものです。

また、ビデオテープについて、資料の経年劣化が進んでいることや、一般家庭の視聴媒体がDVDなどに変わり、年間貸出点数も数点の状況が続いていることから、資料整理を進めるため、館外貸出資料から除外するために必要な改正を併せてお願いするものです。

私からは以上です。

○教育長【山口賢人】 ありがとうございます。

ただいまの提案説明について御意見、御質問などございましたら、お願いいたします。濱田委員、お願いします。

○委員【濱田光子】 利用できる冊数とか、数が多くなったことは借りる側からすると利用度が高くなっても、管理する側からすると10点が20点になるということになると、返却とかに手間がかかる、管理が大変になるのではないかなとちょっと心配を、私は子どもが小さい頃は冊数が少なくて、返す冊数も少ないので、すぐ返却できたんですけど、20冊となると、まとめて20冊持っていくと結構なボリュームにもなるし、借りる市民の方はもちろんですけど、管理される側で20冊とか6点という管理の手間というのは大変になるということはないものなんでしょうか。

○教育長【山口賢人】 では、館長からお願いします。

○図書館・子ども科学館長【林かをり】 委員御指摘のとおり、貸出冊数が増えれば、その分返却冊数も増えるのが図書館でございますけれども、実際にコロナで臨時休館した令和2年6月からはその数でやっておりますので、急に増えるということはありません。また、貸出しの上限は増えているんですけども、全ての方がその冊数を借りるわけではございませんで、特に大人の方は2週間というところが一緒ですので、御自身のお読みになれる数だけを借りる傾向があると思います。子どもの本に関しましては、絵本など、たくさん読めてしまいますので、増えているなということで、子どもの読書活動の推進ということにおいてはなかなか効果があるものと考えております。

以上です。

○委員【濱田光子】 ありがとうございます。

○教育長【山口賢人】 よろしいですか。

ほかにかがででしょうか。桑原委員、お願いします。

○委員【桑原公美子】 今の質問と同じなんです。借りる側としては倍の20点なのに、2週間で返せるのかなと。先ほど絵本はすぐ返せるということがありますが、倍になって14日間で返せないというような実例があるのでしょうか。コロナのことを考えると、まとめて借りて、図書館に来る回数を減らしたほうがという議論もあるのかなと思うんですけど、そのあたりはどうなんですか。

○図書館・子ども科学館長【林かをり】 実際に返せないことがあるのかということで予約が入っていなければ貸出延長ができます。2週間以内に手続きいただければ、そこから2週間貸出しができるようになっておりまして、これは今インターネットでも自分で手続きすることができるようになっております。

○委員【桑原公美子】 日にちを延ばしたほうが、何度も図書館に来るよりもコロナ対策になるのではないかと思うのですが。

○図書館・子ども科学館長【林かをり】 それは確かにおっしゃるとおりだと思いますが、図書館のほうも基本的に、1点、子どもの本ですと、複本で購入して回しておりますけれども、こういった状態ですので、なるべく多くの方にお読みいただきたいということで、2週間で回転させていただいております。もし図書館に行きたくないということであれば、24時間ブックポストのほうを開けておりますので、本の返却はそちらに入れていただくことも可能だと思っております。また、電子図書は貸出し、返却が御自宅でできるようになっておりますので、こちらにも絵本もございますので、御利用いただければと思っております。

以上です。

○教育長【山口賢人】 ほかにいかがですか。よろしいですか。

では、ほかにないようですので、採決に入らせていただきます。

日程第4、議案第2号「伊勢原市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○教育長及び委員全員 挙手。

○教育長【山口賢人】 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

----- ○ -----

日程第5 議案第3号 伊勢原市立子ども科学館条例施行規則の一部を改正する規則について

○教育長【山口賢人】 続いて、日程第5、議案第3号となります。「伊勢原市立子ども科学館条例施行規則の一部を改正する規則について」、提案説明をお願いします。

○教育部長【大山剛】 それでは、6ページを御覧ください。議案第3号「伊勢原市立子ども科学館条例施行規則の一部を改正する規則について」、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定に

より提案するものでございます。

伊勢原市立子ども科学館条例施行規則について、所要の改正を行う必要が生じたため、提案するものでございますが、子ども科学館の個人入館料については、子どもが100円、大人が300円、プラネタリウムの観覧料は、子どもが200円、大人が500円頂いております。例えば子ども1人と大人1人が子ども科学館に入館し、プラネタリウムを観覧すると、合計1,100円かかります。

また、現在、障がいのある方とその介助者が子ども科学館を利用するときは、障害者手帳の提示と減免申請書の提出をいただくことで5割減免としております。障がいのある子ども1人と介助者1人の場合、1,100円のところ、550円を負担いただいております。

こうした中で、近隣の子ども科学館では障がいのある方とその介助者の利用料が無償であること、また、公共の教育施設として障がい児・者の負担を軽減し、科学に関心を持っていただく機会を増やすため、障がい児・者及び介助者の減免割合を5割から全額減免とするとともに、手続を簡素化するための所要の改正をお願いするものでございます。

私からは以上です。

○教育長【山口賢人】 ただいまの提案説明について御意見、御質問などございましたら、お願いいたします。

○参事（兼）教育総務課長【熊澤信一】 すみません。ちょっと資料の訂正をさせていただきたいのですが。

○教育長【山口賢人】 お願いします。

○参事（兼）教育総務課長【熊澤信一】 申し訳ございません。資料の9ページになります。9ページの表のタイトルでございます。こちらを申し訳ございません。「伊勢原市立子ども科学館条例施行規則新旧対照表」にお改めをいただきたいと思っております。

以上です。

○教育長【山口賢人】 ありがとうございます。今の点はよろしいですか。8ページの表のところと同じ文言に9ページのほうも直していただきたいということです。

ほかに何か御意見、御質問はございますでしょうか。よろしいですか。

では、特にないようですので、採決に入らせていただきます。

日程第5、議案第3号「伊勢原市立子ども科学館条例施行規則の一部を改正する規則について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○教育長及び委員全員 挙手。

○教育長【山口賢人】 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

それでは、ここで冒頭に決定したとおり、日程第6から日程第7は非公開となります。

----- ○ -----

【非公開】

日程第6 議案第4号 令和5年度伊勢原市教育委員会表彰被表彰者の決定について

原案のとおり可決

----- ○ -----

【非公開】

日程第7 議案第5号 校長及び教頭の任免、その他の進退の内申について

原案のとおり可決

----- ○ -----

その他

○教育長【山口賢人】 続いて、その他でございます。委員の皆さんから何かございますでしょうか。渡辺委員、お願いします。

○委員【渡辺正美】 1件、すみません。意見も含めて、今、資料もいただいて、伊勢原市の先日行われましたはたちのつどいに関してなんですけど、いろいろな努力がされて、非常に落ち着いた式が今年も行われたというふうに第1点思います。それが1点と。

2点目は、実はこのようなパンフレットが当日配られて、成人を迎えた二十歳の人たちに、その裏面には伊勢原市の市民憲章と、それから伊勢原市の平和都市宣言というのがしっかり印刷されており、非常にうれしいことだと思うんですけども、実態としてこれは私の感想といいますか、意見なんですけれども、様々な誓いが述べられた。その中にどうしてもここにありますような、今、社会で例えば国内的にも人が人を信頼できないような様々な出来事が報道されていると。ところが、市民憲章は、光り輝く伊勢原市民として「きまりを守り誠をつらぬく健民になりましょう」というふうとうたっていると。これは一つの大人としての社会での生き方と。人をだましたりじゃなくて、誠実に生きていきたいと思いますことだろうと思うんです。

もう一つが世界は様々な紛争が起こっていると。大勢亡くなったりしている。人権が損なわれている。それから、国際的な力関係が様々な形で取りざたされて、日本も様々な国際情勢の中に巻き込まれて現実にはいるんだというような中で、つまり、伊勢原市民憲章や平和都市宣言がこのように印刷もされているんだけど、誓いの言葉の中でそのような現実の日本の社会、世界の中でどう生きてい

くか、どう関わっていくかという意見があまり聞かれなかった。私個人の感想としてはちょっと寂しいかなというふうに思いました。

そして、これは伊勢原市の教育委員会ですので、学校教育の一定のこの状態に対して、世相がこうであるから、今の子どもたちの生きざまはこれでいいんだというふうに考えないで、こういうことに関心や反応を持つようなことをある意味では世相に対するごまめの歯ざしりかもしれないけれども、学校教育は関わっていく必要があるんじゃないか。

それから、社会教育も、家庭も含めて、様々なこれからの時代を背負っていく二十歳の人たちですので、そういう人たちにそういう視点を持つような働きかけをしていく必要があるのかなというふうにあの式の中で感じた次第です。

あくまでも意見ですので、参考というか、していただければと思います。

○教育長【山口賢人】 ありがとうございます。大変重いお言葉だし、大変大切なことだなというふうに感じました。

今のことについてでも構いませんし、ほかに何かありましたら、お願いいたします。濱田委員、お願いします。

○委員【濱田光子】 渡辺先生と同じような感想を持ちまして、晴れ着の発表会になってしまうのはもったいないなというのがあって、二十歳という区切りを伊勢原市民として、県民として、国民としての自覚を改めて持つ機会にしてほしいなというのは自分のことを振り返ったら、そうしたかどうか分からないんですが、これだけいろいろ難しい時代になっているからこそ若い方々がどうしていったらいいのかということの思いを、生の声を聞けるいい機会なのかなと思うものですから、何かそういう若者たちの思っているところを引き出せるような持っていく方というのが今後できていったらいいのかなというのを感じました。

あと、全然別なんですけど、さっきここへ来る途中で学校の健康診断の件で文科省か厚生省の通達が出たということで、健康診断の際に医者が聴診器を当てたりする際に、今後はシャツを着るか、もしくはタオルをかけた状態で並ばせて受診するというのを決まりじゃないですが、してくださいと報道で聴きました。付添いは同性の先生がしてくださいというような通達が出たという話を聞いたんですが、現実、今伊勢原市では健康診断の際はどういうふうな形で子どもたちを待機させて、受診させているのかなというのを最近状況が分からないので教えていただけたらと思います。

○学校教育担当部長【櫻井綾子】 伊勢原市では、まず健康診断というか、内科健診だと思んですけど、今の委員のお話の中では。下着を取って健康診断をするということはやっておりません。ですので、健康診断の準備をするときには子どもたちが上着を着ていたら、それを脱いで体操着なり、こういうもの1枚になって、内科健診を受けるようになっていきます。それから、内科健診を受けるときには必ず仕切りみたいなもので、個々に健診を受けるようになっていまして、その仕切りの中には健診を受ける児童生徒、それから、校医、それから校医さんの介助の人が必要ですので、それは伊勢原市では養護教諭が全てやっていますので、養護の先生が介助していて、記録をとる人が必要になるんですが、記録を取

るのは原則は担任ということが多いので、担任は男性ということが、もちろん男性の担任もいるので、女の子とか、そういうことになると思うんですが、仕切りの中には記録者は入りませんので、入らないで、介助している養護から聞いて記録を取るような形になっています。ですので、全部脱いで内科健診ということはしていないので、タオルを使うとか、そういうふうなことはしなくても大丈夫です。

健診のやり方そのものについては各学校ごとに事前指導というのを養護教諭とか担任がしておりまして、健診の時期になりますと、それぞれの学校が学校だより、学年・学級だよりや保健だより、または保健室だより等で保護者にもこんなやり方で健診をしますよということをお知らせしている中で実施しております。

○委員【濱田光子】 ありがとうございます。安心しました。

○教育長【山口賢人】 これからはそれも男子児童、男子生徒に対してもというふうになるんでしょうね。

○学校教育担当部長【櫻井綾子】 そうですね。

○教育長【山口賢人】 先ほどの渡辺委員の時代の流れというのと、本質的にそれに流されていいのかというのがありますし、ただ、今の配慮の部分はやっぱり時代の流れに沿ってというふうになるんでしょうね。

○学校教育担当部長【櫻井綾子】 もう少し付け足しをさせていただくと、子どもや保護者から内科健診等で不安なところがあって、何か申出があった場合には別の全体とは違うところで健診したりというような、早い時間にその子だけ健診したり、全体が終わったところで健診するなんていう工夫も各学校でできる範囲では対応しているかと思えます。すみません。付け足しをさせていただきました。

○教育長【山口賢人】 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、事務局から何かありますか。

○歴史文化推進担当部長（兼）歴史文化担当課長【立花実】 本日お配りした資料について若干説明させていただきます。先ほどお話がありましたように、公民館まつりに合わせて文化財関連の事業を2つ計画しております。1つは考古資料展で、こちらは例年どおり中央公民館のおまつりの期間に合わせて実施いたします。主に去年から今年にかけて出土した資料を中心に展示する形です。

もう1点はこまの製作現場見学会ということで、市の指定文化財の技術保持者になっております金子屋さんに御協力いただきまして、大山寄りの子易にあります作業現場を見学して、そこで実際にこまをつくっている姿を見ていただきながら一部体験してもらおうというものです。大山公民館のおまつりに合わせて、公民館まつりの中でも一角にこまの展示コーナーを設けさせていただいて、併せて実施する予定にしております。こちらは今年初めてやる企画になります。

両方ともですけれども、主催のところが伊勢原市地域文化財保存活用協議会という聞き慣れない名前になっていますが、両方の事業を文化庁の補助金を受けて実施しておりまして、補助金の受皿が市ではなくて、協議会で受けるということ

になっていますため、こういう名称になっています。実際は市の職員が関わっておりますので、教育委員会が主催しているのと変わりませんが、形式上はこういう形ということです。

以上になります。

○教育長【山口賢人】 ありがとうございます。

今の件についていかがでしょうか。御質問とかありませんでしょうか。福田委員、お願いします。

○委員【福田雅宏】 見学会だけですか。例えばこま回しをしてみようみたいな。

○歴史文化推進担当部長（兼）歴史文化担当課長【立花実】 基本的にはつくるところとその説明、こまの歴史の説明で、実際に自分でやってみましょうというような企画です。

○委員【福田雅宏】 例えば回すのであれば伊勢原は小学校のおやじの会とJCの主催で体験をやっているじゃないですか。多分、大山小とかが来られるんだと思うんですね。比々多小とか、そこら辺のおやじの会が手伝ってくれるのかなみたいに思ったので、言ってみただけですけど。

○歴史文化推進担当部長（兼）歴史文化担当課長【立花実】 そうした企画については、今年も新しい企画として、大山小学校で地域学校連絡協議会が絡んだ形でやりまして、それについては来年度もこういう形の補助金をそこで受けて、実施するようなことは計画しています。

○委員【福田雅宏】 ありがとうございます。

○教育長【山口賢人】 昨年度の大山公民館での公民館まつりのときには1室を使って、大山こま回しの大会というか、そういうものをやっていました。

ほかにはいかがでしょうか。

では、ないようですので、最後に来月の定例会の日程をお願いします。

○参事（兼）教育総務課長【熊澤信一】 次回の定例会につきましては、2月21日の水曜日でございます。午前9時30分から、こちら、第2委員会室におきまして開催いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○教育長【山口賢人】 本日の教育委員会議はこれをもって閉会とさせていただきます。ありがとうございます。

----- ○ -----

午前10時38分 閉会